

2026 年 7 月 24 日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 幸子
問合せ先 プロダクト・ソリューション部 東條 健一
(TEL. 03-6703-4100)

**「iシェアーズ MSCI ジャパンSRI ETF」の信託終了（繰上償還）
および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ**

当社は、「iシェアーズ MSCI ジャパンSRI ETF」（以下「本ETF」といいます。）（証券コード：2851）につきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを本日決定いたしました。当該書面決議においては、2026 年 8 月 9 日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、2026 年 10 月 20 日の書面決議の結果により、当該繰上償還およびこれに関連する重大な約款変更が可決された場合には、2026 年 11 月 21 日付で約款変更を適用し、2026 年 11 月 25 日をもって信託を終了する日として繰上償還する予定です。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更の対象となるファンド名称（銘柄コード）

iシェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF（2851）

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議対象受益者の確定基準日	2026 年 8 月 9 日 (日)
書面決議に関する書類発送日	2026 年 9 月 14 日 (月)
議決権行使書面による議決権行使期限	2026 年 10 月 19 日 (月)
書面決議日	2026 年 10 月 20 日 (火)
買取請求開始日（予定）	2026 年 10 月 21 日 (水)
買取請求終了日（予定）	2026 年 11 月 9 日 (月)
約款変更実施日（予定）	2026 年 11 月 21 日 (土)
信託終了日（予定）	2026 年 11 月 25 日 (水)
償還金支払い開始日（予定）	2026 年 12 月 30 日 (水)

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄」への指定	2026 年 7 月 24 日 (金)
「整理銘柄」への指定	2026 年 10 月 20 日 (火)
東京証券取引所における最終売買日	2026 年 11 月 20 日 (金)
上場廃止日	2026 年 11 月 21 日 (土)

*最終売買日まで東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

【内容】

- ① 本 ETF の信託期間を無期限から 2026 年 11 月 25 日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

【理由】

- ① 本 ETF は、2022 年 6 月 7 日に設定され、約 4 年間にわたり運用を継続してまいりましたが、2026 年 6 月末現在の純資産総額は 1,479,275,036 円、受益権口数は 3,754,032 口にとどまっております。本 ETF の信託約款において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降に、受益権口数が 1,500 万口を下回る場合には、信託契約を終了することができる旨が規定されています。本 ETF の受益権口数は、当該基準を下回る水準にあり、足元の残高水準および今後の見通しを総合的に勘案した結果、残高の増加は見込みにくい状況にあると判断したため、繰上償還いたします。
- ② 繰上償還を円滑に行えるようにするため、信託約款の所要の変更を行います。

5. 書面決議手続き

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、2026 年 9 月 14 日に発送する書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2026 年 9 月 15 日から 2026 年 10 月 19 日）に賛成する受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成となった方を含みます。）が保有する 2026 年 8 月 9 日現在の受益権口数が、同日現在の受益権口数の 3 分の 2 以上であった場合に可決されます。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、本議案に反対された受益者に限り、2026 年 10 月 21 日から 2026 年 11 月 9 日までの間に保有する受益権を買取を受託会社に請求することができます。買取請求の対象になるのは 2026 年 8 月 9 日現在の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限りです。

【重要】 なお、本議案に反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないものではなく、最終売買日(2026 年 11 月 20 日(金)) までは、東京証券取引所での売買が可能です。また、信託終了日まで保有し、償還金額日払い開始日以降、償還金額を受領することも可能です。東京証券取引所での売却に関しては、取引先証券会社にお問い合わせください。

7. 償還金の支払いについて

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなった場合、投資信託約款の定めに従い、信託終了日である 2026 年 11 月 25 日（予定）を償還金額の支払いを受ける権利に係る権利確定日とし、当該権利確定日における受益者に対し、償還金額支払い開始日（2026 年 12 月 30 日（予定））以降、支払いを行う予定です。償還金額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金受取の方法については、受益者様が指定されている「配当金受領方法」により異なります。証券会社にご登録されている「配当金受領方法」を確認のうえ、下表に従ってご確認ください。

配当金受領方法	償還金のお受け取り方法
株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者様へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは、郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受取ください。
配当金領収証方式	
登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。
個別銘柄指定方式	

※お取引のある証券会社に対して、例えば「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、本 ETF 以外に保有されている銘柄の配当金のお受け取り方法も変更されますので、ご注意ください。

[重要] 国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で本 ETF を保有し、本 ETF の償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益については NISA の適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。 信託終了日まで本 ETF を保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（2026 年 11 月 20 日(金)）までに証券会社を通じて市場で売却される場合、NISA の適用を受けることができます。

国内の個人受益者が特定口座で本 ETF を保有し、本 ETF の償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

8. 取得申込および交換請求の停止

本議案に関する書面決議が可決された場合、本 ETF の取得申込は 2026 年 10 月 21 日以降、交換請求は 2026 年 11 月 18 日以降、受付を停止します。

別紙

i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF 投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF」

新	旧
[信託期間] 第4条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2026年11月25日までとします。</u>	[信託期間] 第4条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第55条第1項および第2項、第57条第1項、第58条第1項、第60条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u>
[信託の計算期間] 第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は<u>2026年11月25日</u>とします。	[信託の計算期間] 第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は<u>第4条ただし書きの規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日</u>とします。
[収益分配金および償還金の支払い] 第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。 ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 (削除) ③ <u>償還は、信託終了日現在において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と</u>	[収益分配金の支払い] 第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。 ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 ③ <u>受託者は、収益分配金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u> (新設)

同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑤ <u>前項に規定する償還金の支払い</u>は、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。 ⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u>	(新設) (新設) (新設)
[収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責] 第47条 (省略) ② <u>受託者は、第46条第5項に規定する支払開始日から10年経過した後、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ③ 受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。	[収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責] 第47条 (省略) (新設) ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
[収益分配金および償還金に関する時効] 第48条 受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第5項に規定する支払開始日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (削除)	[収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効] 第48条 受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 ② <u>受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日</u>

	から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。
[質権口記載または記録の受益権の取り扱い] 第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。	[質権口記載または記録の受益権の取り扱い] 第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および信託終了時の株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
第56条 <u>(削除)</u>	[信託終了時の交換等] 第56条 <u>委託者は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。</u> ② <u>前項の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。</u> ③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整倍数とします。</u> ④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を委託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。</u> ⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。</u> ⑥ <u>指定参加者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを委託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。</u>

	⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</u> ⑨ <u>第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りをを行うことを原則とします。</u> 1. <u>第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権</u> 2. <u>第1項におけるクリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）</u> ⑩ <u>第9項に規定する指定参加者は、前項の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ⑪ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u>
--	--

以上